

主な食品健康影響評価について
(平成 28 年 10 月 4 日～平成 29 年 1 月 11 日)

○佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する養殖から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓（第 44 回かび毒・自然毒等専門調査会 12 月 7 日）

平成 28 年 4 月、厚生労働省より、食品安全基本法の規定に基づき、食品衛生法第 6 条第 2 号ただし書に規定する「人の健康を損なうおそれがない場合」として、「佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する養殖から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓」を追加することについて食品健康影響評価の依頼があった。食品衛生法ではトラフグの肝臓は不可食部位となっているが、平成 28 年 2 月、佐賀県及び佐賀県内の特定事業者から、厚生労働省に対し、佐賀県内の特定事業者の管理下で陸上養殖したトラフグについて、「個別の毒性検査によって有毒でないことを確認した養殖トラフグの肝臓を料理として提供する」方法により、トラフグの肝臓の販売等を行う提案書が提出されたため、同提案書中に記載された陸上養殖トラフグの肝臓の安全性について、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求めるものである。

厚生労働省より提出された資料について、専門調査会で、科学的に精査したところ、陸上養殖トラフグの肝臓の検査に用いる検査法である HPLC-FL 法について、これまで妥当性確認は行われておらず、事業者は、検査機器を今後導入するとしており、提案の方法で陸上養殖トラフグの肝臓を検査したデータはなかった。このため、提案された毒性検査が安全性確保のために十分な方法であるかについて判断できないとされた。また、分析対象をフグ毒（テトロドトキシン）のみとする提案だが、フグで蓄積が知られているその他の毒（テトロドトキシン類縁体や麻痺性貝毒）についてもトラフグの肝臓に蓄積する可能性があり、テトロドトキシンのみ検査することが妥当であるかについて判断できないとされた。これらのことから、現時点において、提案された方法により陸上養殖されたトラフグの肝臓について、個別の毒性検査を行うことにより、食品としての安全性が確保されると確認することはできない、とする評価書案たたき台をまとめた。

○酢酸メレンゲステロール(食品安全委員会 第 633 回 平成 28 年 12 月 20 日)

酢酸メレンゲステロール (MGA) は合成プロゲステロンであり、経口投与で黄体ホルモンの活性を有する。海外では、雌の肉牛の飼料効率の改善、成長促進及び発情抑制を目的に使用されており、肥育期及び肥育仕上げ期にかけて混餌投与される。日本では、動物用医薬品及びヒト用医薬品として承認されていない。

MGA について厚生労働省から暫定基準の見直しに係る食品健康影響評価の依

頼があった。動物用医薬品専門調査会では、MGA について各種試験成績等について検討し、非ヒト霊長類における MGA のホルモン作用を指標とした LOAEL（最小毒性量）を $5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、安全係数を 200 とし、一日摂取許容量 (ADI) を $0.025 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とすることが適当とした審議結果 (案) をとりまとめた。審議結果 (案) について、1 月 19 日までパブリックコメントを募集している。

<その他>

上記の他、期間中、添加物（1 件）、農薬（1 2 件）、動物用医薬品（2 件）、プリオン（2 件）、遺伝子組換え食品等（1 件）及び肥料・飼料等（4 件）について評価を終了し、結果をリスク管理機関に通知した。